

預金商品概要説明書（総合口座）

●この「商品概要説明書」は、総合口座の商品内容の概要を記載したものです。

詳しくは「総合口座規定」をご覧ください。

1. 商品名	総合口座	
2. 特徴	普通預金と定期預金を1冊の通帳にし、その定期預金を担保にして自動借入れ（当座貸越）ができます。 【ご留意】本商品は、普通預金と定期預金の複合商品です。普通預金と定期預金の詳しい内容につきましては、それぞれの商品説明書をご覧ください。	
3. 対象預金	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金・・・「普通預金」あるいは「無利息型普通預金」 ・定期預金（次の定期預金で、定型方式かつ自動継続扱いのもの） 「ミニスーパー定期」、「スーパー定期」、「変動金利定期預金」、「大口定期預金」および「期日指定定期預金」 但し、中間利息定期預金によって作成される預金の預入れの場合は除きます。	
4. 販売対象	満18歳以上の個人のお客様（お1人1口座）	
5. 預入期間	定めはありません。	
6. 預入		
普通預金	(1) 預入方法	随時お預入れできます。 店頭またはATM（通帳またはカード）によるご入金ができます。
	(2) 預入金額	1円以上（ATMによる入金は1,000円以上です。）
	(3) 預入単位	1円単位（ATMによる入金は1,000円単位です。）
定期預金	(1) 預入方法	一括のお預入れです。
	(2) 預入金額	1,000円以上
	(3) 預入単位	1円単位
7. 払戻方法	(1) 普通預金	随時お引出しできます。 店頭または、ATM（カードによる）でのお引出しができます。
	(2) 定期預金	各々のお取扱いに準じます。
8. 利息	(1) 適用金利	普通預金および各定期預金のお取扱いに準じます。 毎日の店頭表示利率を適用します。 （金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、ホームページに表示しています。）
	(2) 利払方法	普通預金の利払いは、毎年2月と8月の第3日曜日の翌日に、口座に入金します。
	(3) 計算方式	普通預金の利息計算は、毎日の最終残高1,000円以上につき、付利単位100円とし、1年を365日とする日割計算。
	(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客様は、利息に対し20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税され、20.315%の税率となります。
9. 自動借入れ（当座貸越）	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金の残高を超えて払戻し（または各種の自動振替）の請求があった場合には、不足額が自動的に借入れ（当座貸越）となります。 ・貸越残高のある普通預金に入金があった場合には、自動的に借入れ（当座貸越）の返済となります。 	

(1) 貸越極度額	担保定期預金の合計額の90%、または200万円のいずれか少ない金額
(2) 貸越利率	<ul style="list-style-type: none"> 担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率 貸越利率が異なる複数の担保定期預金がある場合においては、借入れ（当座貸越）は貸越利率の低いものから順に適用し、借入れ（当座貸越）の返済は貸越利率の高いものから順に適用します。
(3) 貸越利息の徴求方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎年2月と8月の第3日曜日の翌日に、総合口座の普通預金口座から引き落とし、または貸越残高に組み入れます。 担保定期預金が払戻しによって全てなくなったときは、その時点で、総合口座の普通預金口座から引き落とし、またはお支払いをさせていただきます。
(4) 貸越利息の計算方法	当座貸越の毎日の最終残高（100円未満切り捨て）につき、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算。
(5) その他	貸越利息の徴求によって貸越極度を超えた場合など一定の事由が生じたときは、担保定期預金との相殺や貸越取引の中止などをさせていただきます。（詳しい内容は預金規定集をご参照ください。）
10. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 当組合および提携金融機関の自動機器または振込機を使用して預金の預入れ・払戻し、振込の場合、利用手数料を定めているときおよび振込手数料は、所定の手数料をいただきます。 利用手数料と振込手数料は、合計金額で引き落とします。 手数料金額は「手数料のご案内」をご覧ください。
11. 付加できる特約事項	
(1) マル優	<p>マル優制度の条件を満たす個人のお客様は、マル優のお取扱いができます。</p> <p>※マル優適格となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている方 遺族基礎年金受給者である被保険者の妻 寡婦年金受給者等
(2) 総合口座	個人のお客様は総合口座による当座貸越のご利用ができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）
(3) 普通預金（有利息）と無利息型普通預金との切替え	<ul style="list-style-type: none"> 口座番号を変更することなく、「普通預金（有利息）から無利息型普通預金への切替え」および「無利息型普通預金から普通預金（有利息）への切替え」ができます。 普通預金（有利息）から無利息型普通預金へ切替えた場合には、切替え時点で利息の計算をして口座に入金します。 <p>なお、貸越利息については切替え時点で精算をしません。切替後最初に到来する2月または8月の第3日曜日の翌日に、総合口座の普通預金口座から引き落とし、または貸越残高に組み入れます。</p>
(4) 自動支払・自動受取	<ul style="list-style-type: none"> 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取ができます。 自動振替による定期積金への入金ができます。
12. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 各種担保定期預金を中途解約する場合のお取扱いは、各種定期預金の「預金商品概要説明書」の記載のとおりです。 貸越が発生している場合は、担保定期預金による普通預金貸越金額を精算後払い戻しいたします。
13. その他参考となる事項	
(1) キャッシュカード	ご要望のお客様にはキャッシュカードを発行いたします。

(2) 通帳	通帳を発行します。 (無通帳型普通預金を除きます。)
(3) 預金保険制度	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (普通預金を決済用普通預金としてご利用の場合は、その普通預金は全額保護の対象となります。それ以外の預金については、預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり—金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/</p> <p>・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）</p>

(令和4年4月1日現在)